

第5章 介護保険事業費の見込みと保険料の設定

1 介護保険事業費の見込み

〔1〕介護保険総給付費の見込み

サービス見込量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。

■表 5-1 介護給付費

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	2,787,316	2,899,171	3,010,530	3,585,887
②訪問入浴介護	72,653	71,671	73,800	57,262
③訪問看護	1,008,340	1,129,912	1,233,286	1,515,500
④訪問リハビリテーション	231,776	249,109	257,180	222,822
⑤居宅療養管理指導	380,839	406,331	434,292	517,519
⑥通所介護	4,101,578	4,632,455	5,234,250	7,619,887
⑦通所リハビリテーション	1,038,317	1,127,855	1,166,549	1,416,550
⑧短期入所生活介護	935,334	988,162	1,041,091	1,165,852
⑨短期入所療養介護	152,192	139,599	126,315	98,666
⑩福祉用具貸与	885,024	960,331	1,039,719	1,229,248
⑪特定福祉用具購入	25,254	22,216	19,831	17,773
⑫住宅改修	85,238	88,376	99,859	109,006
⑬特定施設入居者生活介護	1,794,586	1,907,585	2,013,120	2,561,934
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	737,693	749,597	794,059	915,358
②夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
③認知症対応型通所介護	313,825	323,416	357,277	396,655
④小規模多機能型居宅介護	437,003	462,751	513,535	625,298
⑤認知症対応型共同生活介護	1,702,313	1,907,850	2,010,402	2,471,789
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
⑧看護小規模多機能型居宅介護	38,785	41,315	48,201	55,086
⑨地域密着型通所介護	1,209,831	1,228,537	1,326,955	2,016,392
(3) 居宅介護支援	1,561,965	1,704,017	1,853,868	2,189,659
(4) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	4,176,176	4,178,046	4,621,448	6,836,558
②介護老人保健施設	2,532,021	2,533,155	2,794,658	4,001,853
③介護医療院(2025年度は介護療養型医療施設を含む)	394,384	394,384	394,384	481,687
③介護療養型医療施設	68,983	0	0	
介護給付費計(小計)	26,671,426	28,145,841	30,464,609	40,108,241

資料：地域包括ケア「見える化」システムから引用

■表 5-2 予防給付費

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
(1) 居宅サービス				
①介護予防訪問入浴介護	104	104	104	104
②介護予防訪問看護	123,954	136,882	151,040	223,159
③介護予防訪問リハビリテーション	31,965	32,584	32,839	35,089
④介護予防居宅療養管理指導	19,235	18,601	18,086	17,570
⑤介護予防通所リハビリテーション	151,610	158,045	164,941	193,849
⑥介護予防短期入所生活介護	4,062	3,484	2,983	2,138
⑦介護予防短期入所療養介護	764	873	982	1,091
⑧介護予防福祉用具貸与	76,763	80,986	85,460	102,492
⑨特定介護予防福祉用具購入費	11,019	8,909	6,833	6,799
⑩介護予防住宅改修	71,771	77,959	82,022	97,207
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	104,683	109,287	114,937	148,355
(2) 地域密着型サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	124	124	124	124
②介護予防小規模多機能型居宅介護	34,405	35,926	36,895	42,917
③介護予防認知症対応型共同生活介護	7,721	15,448	18,023	23,172
(3) 介護予防支援	133,060	143,236	153,806	187,875
予防給付費計 (小計)	771,240	822,448	869,075	1,081,941
総給付費 (合計) = 介護給付費計 + 予防給付費計	27,442,666	28,968,289	31,333,684	41,190,182

資料：地域包括ケア「見える化」システムから引用

〔2〕地域支援事業費の見込み

第7期計画期間の地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業費・任意事業費の合計額）は約52億円となります。

■表5-3 地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
地域支援事業費	1,730,000	1,747,000	1,764,000	1,849,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,371,000	1,372,000	1,373,000	1,378,000
包括的支援事業・任意事業費	359,000	375,000	391,000	471,000

〔3〕介護保険事業に係る費用の見込み

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金（奈良県は第7期における拠出金なし）などから構成されます。

2025年度（平成37年度）までの介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

■表5-4 2025年（平成37年度）までの事業費の見込み

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
給付費関係				
介護給付費 ①	26,671,426	28,145,841	30,464,609	40,108,241
予防給付費 ②	771,240	822,448	869,075	1,081,941
総給付費 ③	27,416,961	29,274,541	32,041,115	42,121,548
特定入居者介護サービス等給付額 ④	814,728	820,793	826,858	857,183
高額介護サービス等給付費 ⑤	1,084,827	1,295,961	1,549,322	6,948,319
高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑥	87,470	94,508	101,545	288,550
審査支払手数料 ⑦	76,964	81,082	85,413	216,621
標準給付費 ⑧=③+④+⑤+⑥+⑦	29,480,950	31,566,885	34,604,253	50,432,221
地域支援事業 ⑨	1,730,000	1,747,000	1,764,000	1,849,000
標準給付費と地域支援事業費の合計 ⑧+⑨	31,210,950	33,313,885	36,368,253	52,281,221

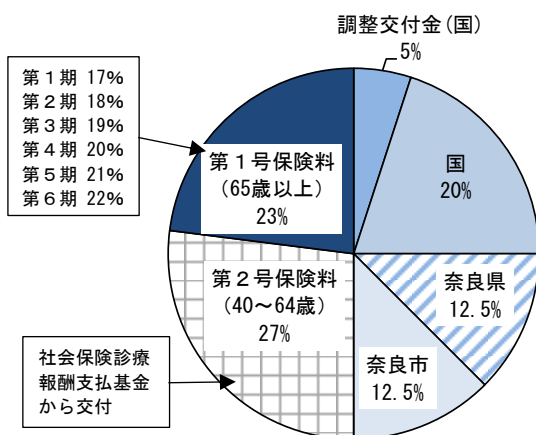
※総給付費③は、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を控除し、消費税率等の見直しを勘案した影響額を加算しています。

〔4〕保険給付などの財源構成

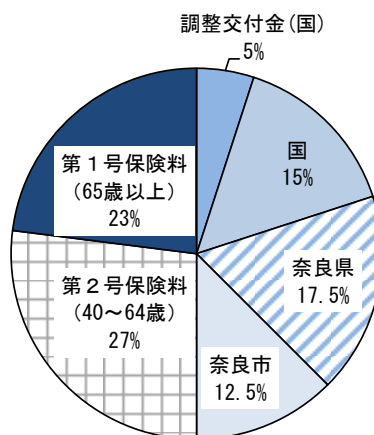
介護給付などにかかる事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期では20%、第5期では21%、第6期では22%でしたが、第7期では23%、2025年度（平成37年度）には25%となります。

国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。

■図5-1 居宅給付費の財源構成



■図5-2 施設等給付費の財源構成



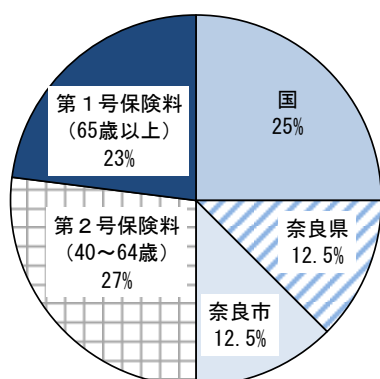
〔5〕地域支援事業費の財源構成

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

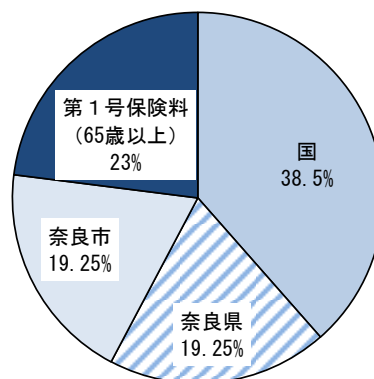
包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

■図5-3 地域支援事業費の財源構成

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



2 第1号被保険者の介護保険料基準月額の設定

〔1〕保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned} \text{保険料収納必要額} = & (\text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\ & + \text{⑤財政調整交付金相当額} - \text{⑦財政調整交付金見込額} \\ & - \text{⑩介護給付費準備基金取崩額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 23,273,687 \text{千円} = & (100,893,088 \text{千円} \times 0.23 \\ & + 4,988,404 \text{千円} - 4,320,128 \text{千円} - 600,000 \text{千円}) \end{aligned}$$

■表5-5 保険料収納必要額の算定

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	合 計
①標準給付費見込額	29,480,950	31,566,885	34,604,253	95,652,088
②地域支援事業費見込額	1,730,000	1,747,000	1,764,000	5,241,000
③上記①と②の合計	31,210,950	33,313,885	36,368,253	100,893,088
④第1号被保険者負担分相当額 (注1)	7,178,519	7,662,194	8,364,698	23,205,411
⑤財政調整交付金相当額 (注2)	1,542,597	1,646,944	1,798,863	4,988,404
⑥財政調整交付金見込交付割合	4.21%	4.29%	4.47%	
⑦財政調整交付金見込額 (注3)	1,298,867	1,413,078	1,608,183	4,320,128
⑧財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0
⑨財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑩介護給付費準備基金取崩額				600,000
⑪保険料収納必要額				23,273,687

注1) ③ (①と②) の合計 $\times 0.23$

注2) ⑤財政調整交付金相当額 = (①標準給付費見込額 + ②地域支援事業費 (内介護予防・日常生活支援総合事業費に係る分)) $\times 0.05$

注3) ⑤財政調整交付金相当額 $\times$ ⑥財政調整交付金見込交付割合 $\div 0.05$

■表5-6 保険料収納必要額について

	説 明
①標準給付費見込額	表5-5の①
⑤財政調整交付金相当額	財政調整交付金とは、後期高齢者数や所得水準などの違いによる保険料の額への影響を標準化し、介護保険財政の安定化を図るもの。
⑥財政調整交付金見込交付割合	下記の（1）に示す方法により算出する。
⑦財政調整交付金見込額	奈良市の第7期計画期間中の財政調整交付金見込交付割合は5%を下回っており、表5-5の⑤財政調整交付金相当額より少ない。
⑧財政安定化基金拠出金見込額	国、都道府県及び市町村が原資を負担し、都道府県が設置する基金で市町村に交付、貸与することにより、保険財政の安定化を図るもの。第7期計画期間中は、基金として確保すべき額が満たされているため拠出はない。
⑩介護給付費準備基金取崩額	介護給付費準備基金とは、介護保険制度が3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余分（第1号被保険者保険料）を適切に管理するために設けられているもの。第1号被保険者に還元し、保険料の上昇を抑制するため、奈良市では第7期計画期間中に6億円を取り崩す。

【参考】

（1）財政調整交付金見込交付割合の算出方法

①後期高齢者加入割合補正係数の算出

後期高齢者加入割合補正係数とは、後期高齢者加入割合について全国の平均値と比較した係数で、1以上は全国平均よりも後期高齢者加入割合が低いことを示しています。

算出の方法は、現行の2区分（65～74歳、75歳以上）の算定式と、3区分（65～74歳、75～84歳、85歳以上）に細分化した算定式の2つの算定式により算出した係数の合計を2で除して得た数値です。

■表5-7 後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数（全国平均）

	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	
前期高齢者加入割合	0.4973	0.4891	0.4848	・・・A
後期高齢者加入割合	0.5027	0.5109	0.5152	・・・B
85歳未満後期高齢者加入割合	0.3425	0.3458	0.3451	・・・B1
85歳以上後期高齢者加入割合	0.1602	0.1651	0.1701	・・・B2
前期高齢者の要介護者等発生率	0.0439	0.0439	0.0439	・・・C
後期高齢者の要介護者等発生率	0.3259	0.3259	0.3259	・・・D
85歳未満後期高齢者の要介護等発生率	0.2069	0.2069	0.2069	・・・D1
85歳以上後期高齢者の要介護等発生率	0.5989	0.5989	0.5989	・・・D2

■表5-8 奈良市における前期・後期高齢者加入割合

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	
前期高齢者加入割合	49.7%	48.7%	47.6%	・・・E
後期高齢者加入割合	50.3%	51.3%	52.4%	・・・F
85歳未満後期高齢者加入割合	34.5%	35.0%	35.6%	・・・F1
85歳以上後期高齢者加入割合	15.8%	16.3%	16.8%	・・・F2

【補正係数算出式】

$$\frac{A \times C}{E \times C} + \frac{B \times D}{F \times D} + \frac{A \times C + B1 \times D1 + B2 \times D2}{E \times C + F1 \times D1 + F2 \times D2} \div 2$$

■表5-9 後期高齢者加入割合補正係数の算出結果

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
後期高齢者加入割合補正係数	1.0025	0.9989	0.9917

②所得段階別加入割合補正係数の算出

所得段階別加入割合補正係数とは、第1号被保険者の所得段階別加入割合について、全国の平均値を比較した係数で、1以上は全国平均よりも所得水準が高いことを示しています。

■表5-10 所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数（全国平均）

第1段階	18.3%	・・・G
第2段階	7.9%	・・・H
第3段階	7.4%	・・・I
第4段階	13.9%	・・・J
第5段階	13.4%	
第6段階	13.3%	・・・K
第7段階	12.7%	・・・L
第8段階	6.2%	・・・M
第9段階	6.9%	・・・N
合 計	100.0%	

■表5-11 奈良市における所得段階別加入割合

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	
第1段階	18.1%	18.1%	18.1%	・・・O
第2段階	6.3%	6.3%	6.3%	・・・P
第3段階	6.0%	6.0%	6.0%	・・・Q
第4段階	16.0%	16.0%	16.0%	・・・R
第5段階	10.7%	10.7%	10.7%	
第6段階	11.2%	11.2%	11.2%	・・・S
第7段階	14.6%	14.6%	14.6%	・・・T
第8段階	7.9%	7.9%	7.9%	・・・U
第9段階	9.1%	9.1%	9.1%	・・・V

【補正係数算出式】

$$1 - \{0.5 \times (O-G) + 0.25 \times (P-H) + 0.25 \times (Q-I) + 0.1 \times (R-J) - 0.2 \times (S-K) - 0.3 \times (T-L) - 0.5 \times (U-M) - 0.7 \times (V-N)\}$$

■表5-12 所得段階別加入割合補正係数の算出結果

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
所得段階別加入割合補正係数	1.0318	1.0318	1.0318

③財政調整交付金見込交付割合の算出

【補正係数算出式】

(第1号被保険者負担割合＋調整交付金交付割合)－

第1号被保険者負担割合×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入割合補正係数

■表5-13 財政調整交付金見込交付割合

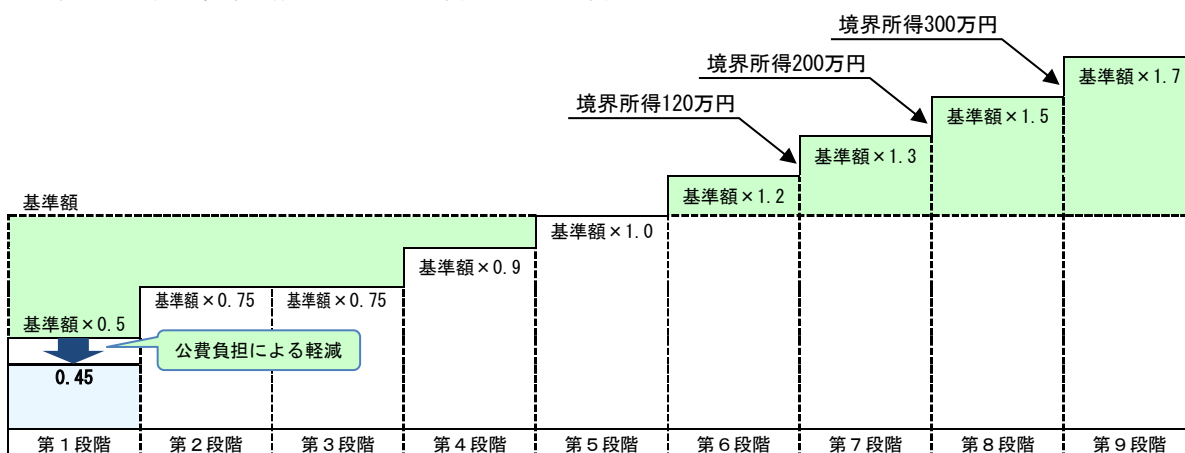
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
財政調整交付金見込交付割合	4.21%	4.29%	4.47%

〔2〕第7期における介護保険料の設定

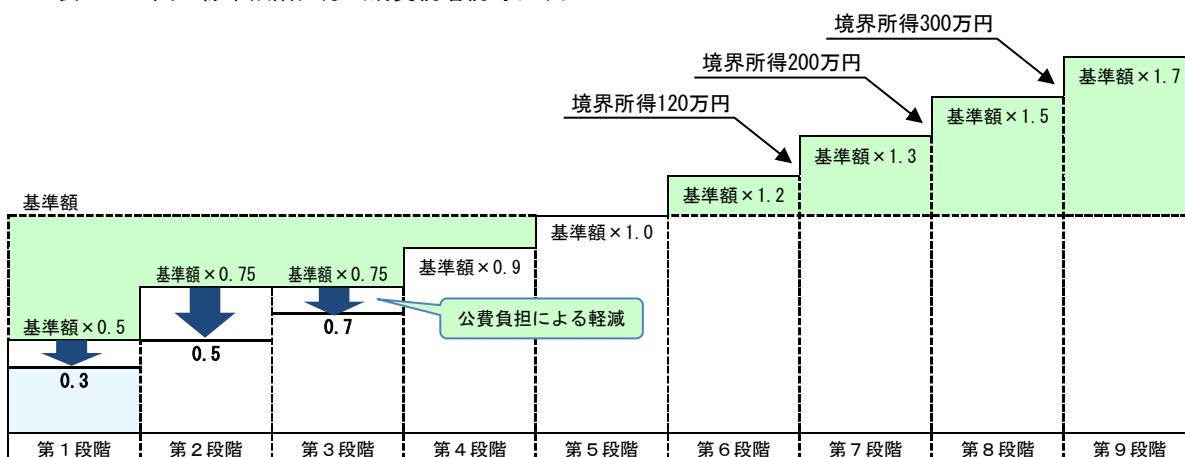
国の標準段階区分設定

第7期においては、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡充するなどの措置がとられます。国の標準段階区分は9段階に設定されています。

■表5-14 国の標準段階区分（2018年度（平成30年度）から）



■表5-15 国の標準段階区分（消費税増税時より）



奈良市における介護保険料の設定（13段階設定による弾力化）

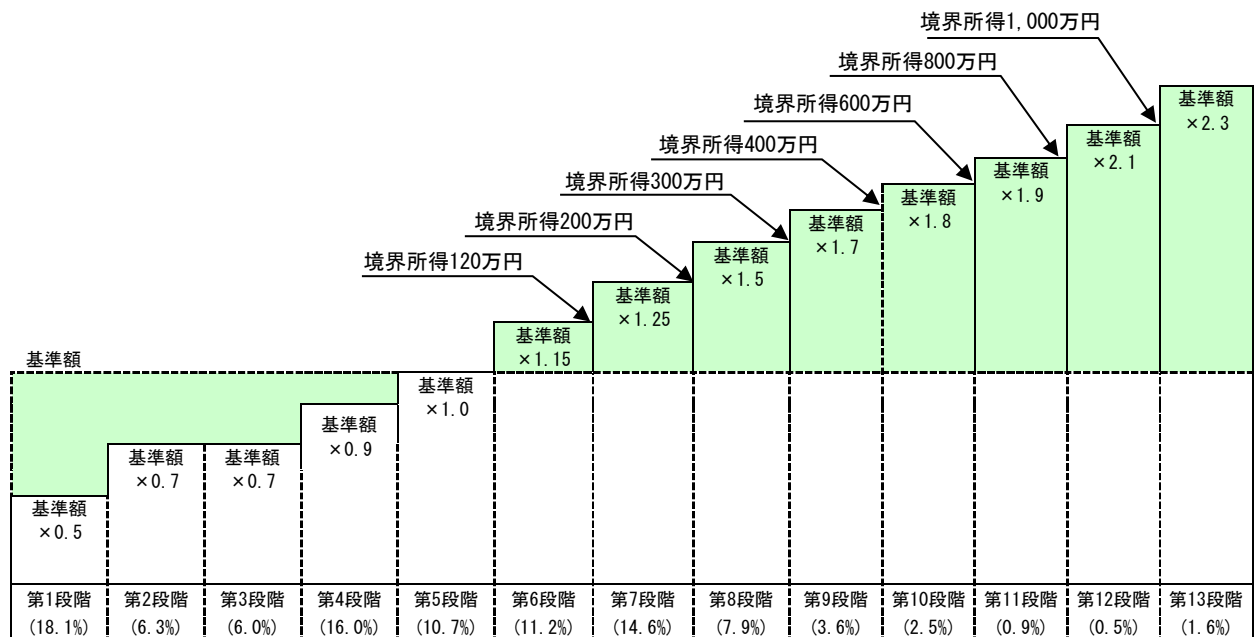
奈良市では、低所得者の負担軽減等を図り、被保険者全体の負担を均衡に保つため、これまで多段階設定を行ってきました。

この考え方を引き継ぎ、第7期においてもできるだけ被保険者全体の介護保険料の負担が上昇しないことを基本として、所得に応じた負担のバランスにきめ細かく配慮し、介護保険料の上昇を抑えるよう努めました。

- 第2段階、第3段階については、国の標準段階設定の乗率0.75ではなく、奈良市の第6期の乗率0.7に据え置き、負担の上昇を抑えました。
- 第6段階、第7段階については、国の標準段階設定の乗率1.2、1.3ではなく、奈良市の第6期の乗率1.15、1.25に据え置き、負担の上昇を抑えました。
- 一方、第10段階以上の高所得者層については、引き続き600万円、1,000万円の境界所得を設定するなど、所得に応じた乗率を設定することにより、被保険者全体の介護保険料の上昇を抑えました。

このような13段階設定により、次のとおり介護保険料基準月額を設定します。

■表5-16 奈良市の所得段階区分の設定（第7期）



$$\text{保険料基準月額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (98.6\%)} \\ \div \text{所得段階別補正後被保険者数 (※)} \div 12 \text{か月}$$

※ 3か年の所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で336,612人となります。

■表5-17 介護保険料基準額（月額）の内訳

	第7期介護保険料基準額		2025年度 (平成37年度)
	金額	構成比	金額
総給付費	5,292円	88.3%	7,720円
在宅サービス	3,254円	54.3%	4,623円
居住系サービス	706円	11.8%	976円
施設サービス	1,332円	22.2%	2,122円
その他給付費	400円	6.7%	1,527円
地域支援事業費	303円	5.0%	340円
保険料収納必要額（月額）	5,994円	100.0%	9,587円
準備基金取崩額	151円	2.5%	0円
基準保険料額（月額）	5,844円	97.5%	9,587円

■表5-18 介護保険料額（第7期）

区分		基準額に 対する割合	軽減後の 割合	第7期 介護保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	0.50	0.45	31,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.70		49,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.70		49,100円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	0.90		63,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方（同一世帯に課税されている方がいる）	1.00		70,100円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15		80,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	1.25		87,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円未満の方	1.50		105,200円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円未満の方	1.70		119,200円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円未満の方	1.80		126,200円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円未満の方	1.90		133,200円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の方	2.10		147,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30		161,300円

（注1）国民年金制度が創設された時点で、すでに高齢になられていた方などに支給されている年金で、老齢基礎年金等とは異なります。

（注2）老齢・退職年金等の課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

（注3）地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中（1月～12月）の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出され、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。また、株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額、土地や建物などの譲渡所得については特別控除後の金額となります。なお、提出された確定申告書などの申告書に株式等の譲渡所得に係る記載がある場合には、株式等の譲渡所得は合計所得金額に含みます。

（注4）市町村民税の均等割のみの課税を含みます。

（注5）第1段階の高齢者に対する負担軽減を図る為、公費により負担割合を0.05引き下げています。

〔3〕介護保険料の減免について

介護保険料の減免については、国が提示している介護保険料を減免する場合の三原則（1. 全額免除しない。2. 一律ではなく個別申請に基づき収入資産などの状況を総合的に把握して個別判定を行う。3. 一般財源から繰入しない。）を遵守した上で、生活保護世帯を除く第1段階から第3段階の人で、介護保険料の納付がきわめて困難な人を対象に、対象者の収入や預貯金などの状況により減免の割合を設定し、介護保険料の減免制度を引き続き実施することとします。

〔4〕第2号被保険者の介護保険料

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険の制度により異なりますが、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収されています。

〔5〕奈良市介護保険料額の推移

【第1期】2000年度（平成12年度）～2002年度（平成14年度） 年間保険料額 基準月額 2,891円

保険料所得 段階区分	対 象 者	年間保険料額（特別軽減措置後）		
		2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	4,300円	13,000円	17,300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	6,500円	19,500円	26,000円
第3段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	8,700円	26,000円	34,700円
第4段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が250万円未満）	10,800円	32,500円	43,400円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が250万円以上）	13,000円	39,000円	52,000円

【第2期】2003年度（平成15年度）～2005年度（平成17年度） 年間保険料額 基準月額 3,116円

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市 月ヶ瀬地区 都祁地区		
		奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,700円	12,000円	16,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	28,000円	18,000円	25,200円
第3段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	37,400円	24,000円	33,600円
第4段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	46,700円	30,000円	42,000円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円以上）	56,100円	36,000円	50,400円

【第3期】2006年度（平成18年度） 年間保険料額

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市 月ヶ瀬地区 都祁地区		
		奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	13,600円	17,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	13,600円	17,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	30,900円	21,200円	26,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	44,100円	30,200円	37,900円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	55,100円	37,800円	47,400円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	66,100円	45,300円	56,800円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	77,200円	52,900円	66,300円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	88,200円	60,400円	75,800円

（※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課）

第5章 介護保険事業費の見込みと保険料の設定

【第3期】2007年度（平成19年度） 年間保険料額

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	16,400円	18,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	16,400円	18,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	30,900円	25,600円	28,700円
第4段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	44,100円	36,600円	41,000円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	55,100円	45,700円	51,200円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	66,100円	54,800円	61,500円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	77,200円	64,000円	71,700円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	88,200円	73,100円	82,000円

（※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課）

【第3期】2008年度（平成20年度） 年間保険料額

保険料所得 段階区分	対 象 者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	19,300円	19,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	19,300円	19,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	30,900円	30,000円	30,400円
第4段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	44,100円	42,900円	43,500円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	55,100円	53,600円	54,400円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	66,100円	64,300円	65,200円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	77,200円	75,100円	76,100円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	88,200円	85,800円	87,000円

（※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課）

激変緩和保険料（2006年度（平成18年度）～2008年度（平成20年度）） 基準月額 3,674円

区 分	(A) 税制改正後の 今年度の決定 所得段階区分	(B) 税制改正がな かった場合の 所得段階区分	奈良市			月ヶ瀬地区			都祁地区		
			2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度
高齢者非課税措置の廃止により、市町村民税課税世帯になった場合	第4段階	第1・2段階	27,900円	36,000円	36,000円	19,100円	29,900円	35,000円	24,000円	33,500円	35,500円
		第3段階	35,300円	39,700円	39,700円	24,200円	32,900円	38,600円	30,300円	36,900円	39,100円
高齢者非課税措置の廃止により、本人に市町村税が課税された場合	第5段階	第1・2段階	31,500円	43,300円	43,300円	21,700円	35,900円	42,200円	27,200円	40,300円	42,800円
		第3段階	38,900円	47,000円	47,000円	26,700円	39,000円	45,700円	33,500円	43,700円	46,400円
		第4段階	47,800円	51,400円	51,400円	32,700円	42,600円	50,000円	41,000円	47,800円	50,800円

【第4期】2009年度（平成21年度）～2011年度（平成23年度） 基準月額 3,921円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2009年度 （平成21年度）	2010年度 （平成22年度）	2011年度 （平成23年度）
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	20,400円	20,800円	21,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	20,400円	20,800円	21,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	31,700円	32,300円	32,900円
第4段階1	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下（同一世帯に課税されている者がいる）	40,800円	41,600円	42,300円
第4段階2	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	45,300円	46,200円	47,100円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が125万円未満）	52,100円	53,100円	54,100円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	56,600円	57,700円	58,800円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	68,000円	69,300円	70,600円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	79,300円	80,800円	82,300円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	90,600円	92,400円	94,100円

【第5期】2012年度（平成24年度）～2014年度（平成26年度）

基準月額 4,705円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	25,400円	25,400円	25,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	25,400円	25,400円	25,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税（上記第1段階または第2段階を除く）	39,500円	39,500円	39,500円
第4段階1	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下（同一世帯に課税されている者がいる）	50,800円	50,800円	50,800円
第4段階2	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	56,500円	56,500円	56,500円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が125万円未満）	64,900円	64,900円	64,900円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	70,600円	70,600円	70,600円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	84,700円	84,700円	84,700円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	98,800円	98,800円	98,800円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円以上）	112,900円	112,900円	112,900円

【第6期】2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）

基準月額 4,924円

保険料所得 段階区分	対 象 者	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	26,600円	26,600円	26,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	41,400円	41,400円	41,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	41,400円	41,400円	41,400円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	53,200円	53,200円	53,200円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方（同一世帯に課税されている方がいる）	59,100円	59,100円	59,100円
第6段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が120万円未満）	68,000円	68,000円	68,000円
第7段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が190万円未満）	73,900円	73,900円	73,900円
第8段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が290万円未満）	88,600円	88,600円	88,600円
第9段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が400万円未満）	100,400円	100,400円	100,400円
第10段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が600万円未満）	106,400円	106,400円	106,400円
第11段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が800万円未満）	112,300円	112,300円	112,300円
第12段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が1,000万円未満）	124,100円	124,100円	124,100円
第13段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が1,000万円以上）	135,900円	135,900円	135,900円

介護予防は社会参加から

平成12（2000）年に始まった介護保険制度ですが、高齢者人口も要介護認定者数も増大する状況の中、介護サービスを必要とする高齢者とその家族に十分なサービスが届けられることと保険制度の持続とを両立させていくことが重要になってまいります。

介護予防 ＝ 社会参加

市民一人ひとりが健康で安心して暮らせるための環境と条件を整えていくことが何より重要です。市民の社会的健康・人間関係の健康を確保し社会参加を促進することや身近な他者との交流を広げることが、意欲の創造や生きがいのある日々の実現の基本的な条件です。社会参加の促進が身体的・精神的な健康寿命を伸ばすことにつながります。

安心してサービスを受けられる地域包括ケアシステムの実現

住み慣れた地域で安心して住み続けることができること、介護サービスを必要とするようになった場合には医療・介護・福祉を一体的に提供されること、これらは誰にとっても大事な願いです。

地域包括支援センターや医療機関、福祉事業者、地域の福祉団体、地域の住民組織などが連携し協働して、介護を必要とする人びとを見逃さず、適切な社会資源・サービスにつないでいくための地域包括ケアシステムづくりが急務です。

「他人事ではなく」という市民意識の醸成を

市民参加の促進と困っている人びとを見逃さない地域づくりが今後の介護保険制度の持続可能性に大きくかかわっています。要介護高齢者をかかえる家族を見守り孤立させることのない地域づくり、介護問題を他人事にしないまちづくりもまた介護保障を実現していくための大事な条件の一つです。

誰もが老いてもなお安心できる体制づくりは、行政、専門機関・専門職だけではなく、市民の参加と協力とを交えてこそ実現できることです。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される、いわゆる「2025年問題」に対応するため、市民のみなさんと行政が力を合わせていかなければなりませんので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

奈良市高齢者保健福祉推進協議会